

解説



IASB公開草案 料金規制事業 (Rate-regulated activities)

元国際会計基準審議会 (IASB) 実務研究員 公認会計士 ^{おおき まさし} 大木 正志

1 はじめに

国際会計基準審議会 (IASB) は、2009年7月に公開草案2009/8号「料金規制事業 (Rate-regulated activities)」を公表した。

本公開草案は、規制資産及び規制負債の認識及び測定、開示規定に関するガイダンスを提案する。本草案は、規制資産及び規制負債の取得時の認識と事後の再測定について、将来キャッシュ・フローの期待現在価値で測定することを提案している。

本論点は、過去2回にわたり、国際財務報告解釈指針委員会 (IFRIC) に規制資産及び規制負債に関するガイダンスリクエストとして提出されたものの、主に電気、ガス等規制業種に与える財務的インパクトの甚大さが予想されることより、ボードで新規プロジェクトとして基準開発が進められてきたものである。既に料金規制事業に関する基準が存在するカナダからの、IFRSアダプションに向けた喫緊の基準開発要請も背景にある。

本公開草案のポイントは、適用範囲の判定と資産負債の見積りにある。

適用ガイダンス (付録B) にて、判定のための指標が具体的に定められている。本稿では、適用範囲と見積りを中心として、適用ガイダンスにも触れながら、公開草案の概要を解説することとしたい。また、「結論の背景」で紹介されている、公開草案公表に至る議論の過程で生じた主な争点についても言及したい。公開草案の全文は、IASBウェブサイト (<http://www.iasb.org>) にて入手可能である。公開草案に対するコメントは、2009年11月20日まで募集されている。

最近まで筆者は、IASB実務研究員 (Practice Fellow) としてIFRIC関連プロジェクト等に従事していた。文中の意見にわたる部分は筆者の見解であることをあらかじめお断りしておく。

基本原則

規制を受ける企業は、料金がサービス原価型料金規制 (cost-of-service regulation) の支配下にある財貨・サービスを提供する営業活動につき、その効果を財務諸表上で認識しなければならない (第1項)。特に、下記の点が要求される (第2項)。

- 規制当局 (regulator) の認可に

基づき、顧客に課す料金を調整することによって、過去に発生した特定のコストを回収でき、かつ、特定のリターンを稼得できる場合、企業は規制資産 (regulatory asset) を認識しなければならない。過去に回収した金額と特定のリターンを返金する場合、企業は、規制負債 (regulatory liability) を認識しなければならない。

- 企業は、料金規制の結果として生じるキャッシュ・フローの期待現在価値 (expected present value) にて、初期認識時及び毎報告期間日に規制資産又は規制負債を測定しなければならない。
- 企業は、料金規制が事業活動に与える財務上の影響と性質につき、財務諸表利用者の理解に役立つ情報を開示しなければならない。

サービス原価型料金規制とは、規制を受ける企業の特定のコストとその収益の間に因果関係 (cause-and-effect relationship) が存在するような料金設定を定める規制方式である。

適用範囲

本基準 (案) が適用される営業活動とは、下記の2つの条件を満たす場合である (第3項)。

- 権限を有する主体（規制当局）が、顧客から徴収できるサービスの料金（レート）を設定する。顧客は当該料金に拘束される。
- 規制により設定された料金は、規制対象の財貨又はサービスを提供する際に負担した特定のコストを回収し、かつ、特定のリターンを稼得するよう設計される（サービス原価型料金規制）。

サービス原価型料金規制

適用ガイダンスは、検討対象となる規制が本基準（案）適用の前提となるサービス原価型料金規制であると判断される指標として、下記を挙げている。

- 当該規制が、業界平均値のコストやその他のインデックスやターゲットに基づくコストを回収するのではなく、特定企業のコストを回収するべく設計されていること
- 実際コストが料金設定のために使用されない場合、規制が実際コストへの調整（true-up）を提供すること
- 規制により企業が料金の割引を要求される場合、料金割引が永久ではなく一時的であること一方で、十分なリターンの確保ができないことを理由に、本基準（案）の適用対象とならないことを示す指標として、例えば、異常な余剰稼働能力の存在、コスト否認につながり得る現状の相対的に高いレート、規制環境の変化を挙げている。

企業は、毎報告期間末に営業活動が上記の条件を満たしているかどうか判定しなければならない（第5項）。個別企業で実際に発生したコスト若

しくは予測コストではなく、他のベンチマーク（例えば、業界平均値）に基づく料金規制は、本基準（案）の適用対象外である（第6項）。金融資産と金融負債は、本基準（案）の適用対象外である（第7項）。

認識と測定

企業は、顧客に課す料金を将来増額する権利を有する場合若しくは将来減額する債務を負う場合に、過去に生じた特定のコストを回収し、特定のリターンを稼得する権利として規制資産を認識するか、若しくは、過去に回収した金額を返金し、特定のリターンを返済する債務として、規制負債を認識しなければならない。規制資産又は規制負債は、実際の又は将来期待される規制当局の行為（action）の結果として生じる（第8項）。

規制企業も、他の一般企業と同様にIFRSの規定に従う必要がある。規制当局はコストの回収タイミングや料金返金のタイミングを決定することができるものの、IFRSに基づく資産や負債の特徴を変更することはできない。したがって、企業は、他のIFRSに基づいて認識する資産負債に加えて、規制資産及び規制負債を認識しなければならない（第9項）。また、他のIFRSに基づいて既に資産負債として認識されている規制事業活動は、当該基準（案）の対象とはならない。当該基準（案）がなければ損益として処理されていたであろう項目が、本基準（案）に基づく規制資産負債の計上対象となる（第10項）。企業は、規制資産負債に伴う繰延税金資産負債の計上を検討する必要がある（第11項）。

初期認識時若しくはその後の報告期間末時点において、企業は規制資

産若しくは規制負債を期待現在価値にて測定しなければならない（第12項）。期待現在価値とは、期待キャッシュ・フロー（expected cash flow）を発生可能性により加重平均した（probability-weighted average）現在価値である。

容認されるコスト

適用ガイダンスによれば、本基準（案）の適用範囲にある規制では、規制当局によって設定される料金は、物品・サービスを提供するために要する企業の特定のコストを回収するべく設計される。企業から生ずるすべてのコストが、自動的に顧客から回収可能となるわけではない。規制当局は、通常、企業の発生コストをレビューし、規制サービスを提供する上で適切に発生したものであるか、そして、prudent（慎重）であったかどうか、について判断する。規制当局によって容認されたコストのみが、料金設定のベースとなるコストに算入される。当該コストには、負債コストと株主資本に対する適正リターン（資本コスト）が含まれる。

期待現在価値測定の構成要素

企業は、規制資産又は規制負債の期待現在価値を測定する際に、下記の構成要素を反映しなければならない（第13項）。

- 一定範囲の発生シナリオごとの将来キャッシュ・フローの見積り
 - 各発生シナリオごとの発生可能性の見積り
 - 現在の市場リスクフリーレートにより表現される金銭の時間価値
 - 規制資産及び規制負債に内在する価格の不確実性
- 企業は、一定範囲で生じ得る発生

シナリオを決定し、その発生可能性がどの程度であるか予測し（将来において認可される料金の可能性を含む）、発生シナリオごとの回収又は返金キャッシュ・フローを見積もらなければならない（第14項）。

コスト回収の可能性

適用ガイダンスによれば、企業は、数年後に規制当局から容認されるコストを前もって見積もる必要がある、見積りのエビデンスが必要である、としている。回復可能性の評価に当たり検討すべき指標には、例えば、下記が挙げられている。

- 法令若しくは規制により、特段にコスト回収が確保されており、将来の規制上の決定によって覆されないこと
- コスト回収に関する承認権限を持つ規制当局からの正式な承認
- 当該企業若しくは同じ管轄における他の企業に対する、実質的に同様のコストの回収を許容する、規制当局による過去の正式な承認
- 将来の回収を承認する、規制当局からの書面による承認（正式な承認でなくてもよい）
- 料金設定において規制当局が通常準拠している、さまざまなコストの会計処理を提供する共通規制会計ガイダンス
- 規制当局のスタッフからの書面による確認（法的拘束はないにしても）
- 規制と過去の実務をベースとした、内外の法律顧問による分析

見積りキャッシュ・フローを割引くために使用される金利は、見積りキャッシュ・フローに内在する金

利と整合する必要がある。すなわち割引率は、期待キャッシュ・フローを調整する際に用いたリスクを反映してはならない。しかし、キャッシュ・フローの金額、タイミング及びシナリオ発生可能性に内在する不確実性について、割引率を調整してもよい（第15項）。

規制当局は、企業に対して、本基準（案）に基づいて規制資産として本来計上されるべき金額を、自己建設有形固定資産の取得原価、内部創設無形資産などの一部として資産計上することを求める場合がある。この場合、企業は規制資産を認識する代わりに、料金設定目的で資産の取得原価に含めた金額を、財務報告上も有形固定資産又は無形資産の取得原価として含めなければならない。本取扱いは、IAS第16号「有形固定資産」やIAS第23号「借入費用」又はIAS第38号「無形資産」の例外的措置である（第16項）。

回収可能性

毎報告期間日に、企業は、規制資産及び規制負債の回収可能性を評価しなければならない。企業は、顧客から設定料金を実際に回収できるかどうか、需要や市場競争状況を勘案して評価しなければならない（第18項）。企業が顧客からコスト回収に必要な十分な収益を確保することが現実的でないとすれば、規制資産又は規制負債の帰属するキャッシュ生成単位（cash-generating unit, CGU）が減損している兆候である。この場合、IAS第36号「資産の減損」に従い、企業は、CGUの減損テストを実施しなければならない（第19項）。企業は、IAS第36号に基づき決定された減損損失を認識し、CGU内の各資産に配分しなければならない（第

20項）。

規制負債

適用ガイダンスによれば、規制により生じ得る規制負債には3つのタイプがある。

- 将来の料金値下げという方法で、顧客に返金する。ただし、特定顧客に対する特定金額の返金は金融負債であるため、本基準（案）の対象外である。
- 将来のコスト支出を前提として、現在、高い料金が設定されている場合がある。コスト支出がなければ、将来の料金は減少することとなる。企業がかかるコストを支出する前に回収した金額を返金しなければならない場合に限り、負債が認識される。
- 将来の期間にわたり値下げ料金を提供するという方法で、既に実現した利益やコストの削減を顧客に還元しなければならない場合、企業は負債を計上する。

認識の中止

企業は、基礎となる事業活動が本基準（案）の適用条件を満たさなくなったときに、規制資産及び規制負債の帳簿価額全額について認識を中止しなければならない（第21項）。

表示

企業は、流動及び非流動の規制資産及び規制負債を他の資産負債から区分して、相殺せずに財政状態計算書上で表示しなければならない（第22項）。同一の規制当局から生じる規制資産負債については、純額表示してもよい（第23項）。

開示

企業は、下記の情報を開示しなければならない（第24項）。

- 料金規制が事業活動に与える財務上の影響と性質につき、財務諸



GLOBAL SOLUTIONS CONSULTING

公認会計士による 翻訳サービス

私たちは、会計・金融関連文書の日英・英日翻訳に特化したサービスを提供しております。

公認会計士・米国公認会計士の翻訳者が、会計の専門家だからこそ可能な確かな原文理解と適切な翻訳を行います。

さらに複数のプロフェッショナルによるピアレビューが高品質の翻訳を保証します。

アニュアルレポート／目論見書／グローバル・オファリング関連資料／IR関連文書類／プレゼンテーション資料／金融庁提出文書等

この他、海外の公認会計士・内部監査人等の往査時の通訳等にも対応いたします。

グローバル・ソリューションズ・コンサルティング株式会社

【翻訳事業部】

東京都千代田区丸の内 1-11-1
パシフィックセンチュリープレイス 8F
http://www.global-solution.jp/
03-6860-8423(担当:松本)
honyaku@global-solution.jp

- 表利用者の理解に役立つ情報
- 財務諸表上認識された規制資産、規制負債及び関連損益の金額を特定し、説明する情報
料金規制事業について、規制当局ごとに、下記情報を開示しなければならない(第26項)。
 - 規制当局がIAS第24号に定める関連当事者である場合、その影響と規制当局が関連当事者である理由の説明
 - 規制料金(リターンを含む)の承認プロセスの説明(プロセスが与える事業活動とリターン双方への影響を含む)
 - 高度な判断が要求される場合、事業活動が本基準(案)の適用範囲内であると結論した理由
 - 規制資産及び規制負債の期待現在価値を測定する上で採用した顕著な仮定(例、いつ規制当局による最終承認が下されるか)
 - 規制資産の将来の回復可能性又は規制負債の最終決済に影響するリスクと不確実性(そのタイミングを含む)
規制資産又は規制負債について下記情報を開示しなければならない(第27項)。
 - 期首から期末までの帳簿価額の調整表(表形式)
 - 規制資産負債が解消すると見込まれる残存期間
 - IAS第23号によれば、資産算入されなかったであろう借入費用を本基準(案)に従い有形固定資産若しくは無形固定資産として資産算入した額
- その他開示事項
- IAS第36号に基づく減損に関する開示(第28項)
 - 規制資産負債を認識中止した影

響と理由(第29項)
適用日及び移行措置

適用日は提案されていない。早期適用が認められる。本基準(案)は、比較対象期間期首に存在する規制資産及び規制負債に適用され、比較対象期間期首の利益剰余金を調整する(第32項)。

IFRS初度適用者の取扱い

IFRS初度適用者は、本公開草案に従えば規制資産として認識されていたであろう、従前の会計基準に基づく有形固定資産や無形資産の帳簿価額をみなし原価として使用してもよい(付録C)。

2 設例

本公開草案には、6つの設例が添付されている。設例1から5までは適用範囲に関するものである。設例1は、個別企業の予算をベースにコストプラスによる公正なリターンを企業に確保する料金規制であり、本基準(案)の適用範囲内にある典型的な料金規制である。設例2は、料金ではなく収益が規制される料金規制であり、本基準(案)の適用範囲外である。許容される収益が業界平均コストをベースとしている点、料金(レート)ではなく、総収益が規制対象となっている点などから本基準(案)の適用要件から外れる。設例3は、エネルギー供給(supply of energy)に関する料金規制も基準案の適用対象となることを説明している。設例4は、変動するリターンを許容するサービス原価型料金規制が本基準の適用範囲内であることを説明する。設例5は、個別企業のコストを回収するように設計されていないプライス・キャップ規制が、本基

準（案）の適用対象外であることを説明している。設例6は、大規模な嵐により配電タワーが壊滅した際に、今後5年間で当該タワーの再調達コストを回復することが規制により許容されるケースを挙げて、規制資産として計上される理由を分析している。

また、本公開草案の理解に資するためだけの目的で、さらに3つの設例（料金の決定方法、バランシング勘定、規制負債）が添付されている。

3 本公開草案の主な争点

公開草案に添付されている結論の背景とボードメンバー2名による反対意見によれば、主に下記の3点が争点となっている。

規制が資産と負債を生み出すか（資産と負債の定義との関係）

料金規制の影響が、フレームワークにおける資産及び負債の定義を満たすかが問題となった。

フレームワークにおける資産の定義は、「資産とは、過去の事象の結果として当該企業が支配し、かつ、将来の経済的便益が当該企業に流入することが期待される資源をいう」としている。企業が、将来における「個々の顧客」による企業のサービス利用を支配できないことを論拠に、将来の経済的便益の実現に疑問を持つ論者もいる。しかし、ボードによれば、資源とは、企業の発生コストが将来のキャッシュ・フローに帰結するという、規制当局による約束であるとする。コストの発生が、「顧客ベース全体」からコスト回収とリターン稼得を可能とする料金設定の執行権限を生み出す。将来の料金の調整は、規制当局が自らの約束を実現させるために用いるメカニズムで

ある。したがって、ボードは、料金規制の影響がフレームワークにおける資産の定義を満たすと結論した。負債の定義に関する議論は、債務が現在債務か将来債務かをめぐる見解の相違である。ボードは、過去に回収した金額を料金の削減により顧客ベース全体に返還する債務は、現在債務であると結論している。

自己建設資産若しくは内部創設資産のコスト（既存のIFRSの例外処理）

規制当局は、企業に対して、本基準（案）に基づいて規制資産として本来計上されるべき金額を、自己建設有形固定資産の取得原価、内部創設無形資産などの一部として資産計上することを求める場合がある。例えば、IAS第16号やIAS第38号で資産計上を認められていない間接費及び研究費やIAS第23号で資産計上を認められない財務費用（株主資本コスト）である。このようなコストの取扱いには2つの会計処理の考え方、つまり、すべての規制資産は他の資産とは切り離して処理するという考え方と、財務報告上も有形固定資産又は無形資産の取得原価として含める考え方がある。両者の相違点は、事後の金利変化や減価償却などに表われる。ボードは、コスト・ベネフィットの見地から、後者の考え方（他のIFRSの例外を認める考え方）を採用した。

財務報告の目的

財務報告の目的は、政府規制の目的とは異なっている。2名のボードメンバーによる反対意見によれば、本基準（案）により、規制企業は、規制当局により承認された安定的なリターンを複数期間にわたって財務報告上認識することとなる。安定性は規制当局の目的であるとする。規

制の影響による利益の平準化作用が財務報告によって望ましいかという点で疑問を呈している。

4 米国会計基準との比較

本公開草案と米国会計基準FAS71号を比較してみる。共通の文言が使用されていることから、適用範囲に大きな相違はないものと考えられる。認識及び測定では差異がみられる。米国基準は認識基準に蓋然性（probability）を含むが、本公開草案にはそのような基準はない（ただし、測定時に蓋然性を考慮する）。例えば、将来のコスト回収が4割程度の確率であると見込まれる場合、米国基準では規制資産が認識されないこととなるが、本公開草案では確率をウェイトして規制資産が認識されることになる。米国基準は測定時に割引計算を求めないのに対して、本公開草案は割引計算を求める（期待現在価値アプローチ）。すなわち、本公開草案は、他のIFRSの認識測定ルールと整合性を取っている。開示面では、米国基準に比して、本公開草案の規定は、より詳細な開示内容を求めている（見積り方法、残高ロールフォワード表など）。

コメント募集期間

冒頭で述べたように、本基準（案）による、通信、電気、ガス等規制業種に与える財務報告上のインパクトは甚大であることが予想される。IASBは、2009年11月20日までパブリック・コメントを募集している。

教材コード	J 0 2 0 5 4 1
研修コード	2 1 0 3 9 9
履修単位	1単位